

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和6年2月29日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	30 トン	72 トン
		102 トン	30 トン	72 トン
3	クリーム	62 トン	44 トン	18 トン
		53 トン	30 トン	23 トン
4	粉乳類	51,114 トン	13,349 トン	37,765 トン
		48,333 トン	8,145 トン	40,188 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	1,246 トン	323 トン
		1,569 トン	1,246 トン	323 トン
6	加糖れん乳	206 トン	34 トン	172 トン
		187 トン	34 トン	153 トン
7	ヨーグルト	11 トン	13 トン	超過済
		11 トン	13 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	10 トン	7 トン
		17 トン	10 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	41,415 トン	16,143 トン
		48,997 トン	30,125 トン	18,872 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	8,030 トン	4,054 トン
		7,453 トン	3,099 トン	4,354 トン
11	バター	16,731 トン	15,603 トン	1,128 トン
		14,046 トン	11,243 トン	2,803 トン
12	豆類	81,156 トン	56,113 トン	25,043 トン
		38,771 トン	28,892 トン	9,879 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	4,424,085 トン	1,273,376 トン
		5,310,622 トン	4,061,589 トン	1,249,033 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	1,076,795 トン	266,104 トン
		251,859 トン	138,086 トン	113,773 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	586,132 トン	285,720 トン
		871,852 トン	586,132 トン	285,720 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	2,750 トン	1,281 トン
		3,933 トン	2,724 トン	1,209 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	9,231 トン	17,831 トン
		26,794 トン	8,144 トン	18,650 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	117,413 トン	45,185 トン
		162,186 トン	114,047 トン	48,139 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	16,389 トン	2,864 トン
		1,638 トン	16,389 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	1,235 トン	301 トン
		1,491 トン	1,195 トン	296 トン
20	イヌリン	3,015 トン	2,098 トン	917 トン
		67 トン	52 トン	15 トン
21	落花生	44,537 トン	23,901 トン	20,636 トン
		27,828 トン	12,843 トン	14,985 トン
22	こんにゃく芋	209 トン	44 トン	165 トン
		209 トン	44 トン	165 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	4,748 トン	4,757 トン
		3,551 トン	979 トン	2,572 トン
24	でん粉調製品	332 トン	1,158 トン	超過済
		320 トン	661 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	2,364 トン	2,484 トン
		2,158 トン	1,189 トン	969 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	10,447 トン	7,387 トン
		2,181 トン	1,243 トン	938 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	163 トン	66 トン
		229 トン	163 トン	66 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。